

令和5年第11回定例会（会議録）

開催日	令和5年11月14日（火）
開催場所	あま市役所 2階 E会議室
開催時間	午後2時00分～午後3時42分
出席委員	溝口正己、小笠原英司、吉川孝子、笹野奈津子、近藤真司
欠席委員	なし
出席者	教育長 他事務局職員8名
傍聴人	0人
議事日程	<p>日程第1 教育長開会のあいさつ</p> <p>日程第2 前回会議録の承認</p> <p>日程第3 教育長の経過報告</p> <p>日程第4</p> <p>議案第67号（継続）あま市立小中学校のあり方に関する基本的方針について</p> <p>議案第71号 令和5年12月議会補正予算（案）について（非公開）</p> <p>議案第72号 就学援助費の受給審査について（審議）（非公開）</p> <p>議案第73号 外国人の就学に係る在籍学年変更について（審議）（非公開）</p> <p>日程第5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度あま市立小中学校の休業日（県民の日学校ホリデー）について ・学校体育施設のスポーツ開放中における利用者の怪我に対する損害賠償の専決処分について（非公開） ・あま市七宝北中学校適正規模化に向けた通学制度（令和5年度入学）について（非公開） ・就学援助費の受給審査について（報告）（非公開） ・特別支援教育就学奨励費の受給審査について（報告）（非公開） ・通級児童生徒の入退級願について（報告）（非公開） ・あま市内教職員人事案件について（報告）（非公開） ・生徒指導（令和5年10月）について（報告）（非公開）

発 言 者	議 事 の 大 要
	【開会時刻：午後2時00分】
教 育 長	(開会宣言)
	日程1、教育長開会のあいさつ
	(教育長あいさつ)
教 育 長	日程2、前回会議録の承認
	前回の会議録を承認願います。
委 員 全 員	(会議録に署名)
教 育 長	日程3、教育長の経過を報告する。
	(令和5年10月18日～令和5年11月14日の経過を報告)
	市教育委員会関係 6回
	教育長用務 4回
	教育総務課事業 0回
	学校教育課事業 11回
	学校給食センター事業 0回
	生涯学習課事業 2回
	スポーツ課事業 3回
	市行事 10回
	市議会関係 1回
	今後の予定
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	愛知県立高等学校の教職員による不祥事の報道がありました。
	あま市内の小中学校においては、このような事がないようしっかりと
	と気を引き締めていただくよう指導をお願いします。
教 育 長	肝に銘じて、校長会議等でも注意喚起をしていきます。
委 員	わいせつ行為は絶対に起きてはならないことです。
委 員	特色ある学校づくり推進事業について、校長先生にこういう学校に
	したいという熱い思いのこもったプレゼンをしていただきました。先
	生方が、子どもたちのために一生懸命頑張っていたいただいている様子が

	伺えました。教育委員会事務局もできる限り学校を支援していく必要 がありますし、校長先生の期待にこたえられるよう事務局には財政当 局との予算折衝を頑張っていたきたいと思います。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	日程 4、議案 1 件公開 3 件非公開
教 育 長	議案第 6 7 号 (継続)「あま市立小中学校のあり方に関する基本的方針 について」
教育総務課長	前回教育委員会定例会から継続審議となっているものです。 前回の教育委員会定例会の意見をもとに次のとおりあま市立小中 学校のあり方に関する基本的方針修正案を作成しました。 項目、内容の加除修正、字句の変更等を含めてご審議いただき、今 後のあま市教育委員会による小中学校のあり方に関する基本方針と させていただきますので、ご審議をお願いします。 あま市立小中学校のあり方に関する基本的方針修正案 1. 項目 (1) と (2) の合体 項目「(1) 小規模校と大規模校について」と「(2) 小中一貫校に ついて」を合体させる。以下、項目 (3) ~ (6) を (2) ~ (5) に変更する。 2. 新 (1) の表現変更 新 (1) を下記のとおり修正する。 (1) 小規模校と大規模校について 小規模校及び大規模校のそれぞれにメリットとデメリットがあり、 特色ある学校運営を支援するが、単学級学年まで小規模となることは 望ましくない。 学校の適正規模を確保し、教育の質的充実を図るため、小中一貫教 育を行う学校を設置することを目指す。小中一貫校の方法は、併設校 とするか義務教育学校とするかは検討課題とする。ただし、すすめ方 やその在り方については市民に理解が得られるよう丁寧に説明する

	ものとする。
	大規模校については、当面の間は現状維持とするが、過大規模校となることは望ましくない。
	新(2)中、「ただし、その検討は慎重に行うものと」の次に「し、施設の老朽化を考慮するものとする。」を追加する。
教育総務課長	補足資料について説明します。
	(1) 小規模校と大規模校関係
	報告書段階ではなく、令和6年度見込みにおけるあま市内小中学校の普通クラス数と分類について。
	過小規模校 なし
	小規模校 宝小(6)、秋竹小(6)、七北中(6)、美東小(1.1)
	適正規模校 七宝小(12)、伊福小(12)、美和小(12)、正則小(12)、篠田小(12)、甚小(18)、甚西小(17)、七宝中(11)、甚中(17)、甚南中(15)
	大規模校 甚南小(24)、甚東小(19)、美和中(19)
	過大規模校 なし
	各小中学校の今後の児童生徒数見込みについて
	宝小(小規模校) 減少傾向にあることから適正規模に復帰する可能性は低い
	秋竹小(小規模校) 概ね横ばいであることから適正規模に復帰する可能性は低い
	七北中(小規模校) 概ね横ばいから減少傾向であることから適正規模に復帰する可能性は低い
	甚南小(大規模校) 乱高下するものの横ばいから微増傾向で適正規模に減少する可能性は低い
	甚東小(大規模校) はっきりと減少傾向にあるため、このままいけば適正規模となる見込み。△1クラスで適正規模。
	美和中(大規模) 乱高下するものの減少傾向はある。美和地区は微減傾向にあることから、このままいけば適正規模となる見込み。

	△1クラスで適正規模。
	新入学児童の令和6年度見込みから令和11年度見込みまでの推移について学校別に提示した。
	甚目寺南小学校の大規模校への対応について、平成25年度に実施された甚目寺南小学校・甚目寺小学校地区委員会と意見書について情報を提示した。
	甚目寺南小学校の拡張の履歴として、平成20年度に甚目寺南小学校の特別教室棟増築供用開始、令和元年度にグランド拡張をしたことを説明した。
	宝小学校、秋竹小学校、七宝北中学校の令和5年10月集計による令和6年度見込みから令和11年度見込みまでの児童生徒数見込み及びクラス数の推移を提示した。
教育総務課長	上記変更後の基本的方針（案）は、次のとおり。
	あま市立小中学校のあり方に関する基本的方針
	あま市教育委員会
	令和5年11月14日
	あま市教育委員会は、あま市小中学校あり方検討委員会報告書を受けて、次の課題についてあま市立小中学校のあり方に関する基本的方針を決定した。
	(1) 小規模校と大規模校について
	小規模校及び大規模校のそれぞれにメリットとデメリットがあり、特色ある学校運営を支援するが、単学級学年まで小規模となることは望ましくない。学校の適正規模を確保し、教育の質的充実を図るため、小中一貫教育を行う学校を設置することを目指す。小中一貫教育を行う学校は、併設校とするか義務教育学校とするかは検討課題とする。ただし、すすめ方やその在り方については市民に理解が得られるよう丁寧に説明するものとする。
	大規模校については、当面の間は現状維持とするが、過大規模校となることは望ましくない。

	(2) 施設等の共有化・複合化について
	全小中学校において学校プールをはじめとするあらゆる施設の共有化を進める検討をし、共有化できる施設については共有化する。ただし、その検討は慎重に行うものとし、施設の老朽化を考慮するものとする。空き教室や共有化で空いた施設などについては複合化を進める。
	(3) これからの学校・学校と学校・学校と地域のあり方について
	①学校と家庭と地域のあり方
	学校運営協議会について、地域コーディネーター及び地域学校協働本部を積極的に用いて、学校運営における地域コミュニティや外部の専門性の活用を推進する。学校運営協議会と地域ボランティアの取組について、教育委員会は広く市民へ広報する。
	学校、学校運営協議会及び地域の活動は、それぞれ主体性をもった活動がお互い無理のない範囲で連携しあう活動であり、協働及び共生により学級、学校、地域へとウェルビーイングの範囲が広がるものであることを目標とする。
	②学校間交流のあり方
	幼保小中の詳細な情報連携とスムーズな移行を支援する。市内幼保小及び小中学校間の交流を支援するが、過度な負担とならないよう配慮する。
	③特別支援教育における学校のあり方
	校内の適応指導教室、特別支援学級、市の適応指導教室、民間施設を含めた制度間の切れ目ない支援を行う。
	特別支援教育において、不登校の児童生徒のみならず、普通学級を含めた発達障害などの特性がある児童生徒への支援の視点を持ち、ひとりで勉強できたり気持ちをクールダウンできる部屋を用意したり、オンラインによる授業参加やeラーニングなど、児童生徒がそれぞれの特性に応じて自分を活かし、多様な学びを実現できる環境整備並びにICT利活用を図る。

	(4) ICT利活用について
	先進的ICT活用法を日常生活の中での活用から始め、徐々に授業での活用へと進める。ICT支援員を活用し、教職員と児童生徒の学校全体での利活用を推進する。
	小学校入学から中学校卒業まで一貫して児童生徒のデータを収集、蓄積、活用することで、成長の過程を指導に活かす。
	教職員による児童生徒のデータの蓄積のみならず、児童生徒自身の日常利用によるデータの収集、蓄積、活用を目指す。
	(5) 働く場としての学校
	ICT及びAIを積極的に活用し教職員の働き方改革を推進する。
	教職員の本務以外の仕事をスクールサポーターや学校運営協議会による地域への取り組みによって担えるように推進する。
	子ども家庭センターとの連携を推進し、スクールソーシャルワーカー並びにスクールカウンセラーなどの専門職による分業によりチーム学校での学校運営を進める。
	教職員の在校時間を可視化し、集計することとともに、教職員の意識を高める取組やライフワークバランスの取組をする。
	中学校部活動の地域移行を推進する。
	対象期間
	この基本的方針の対象期間は、
	令和6年度から令和15年度までの10年間とする。
	対象期間経過後は、新しい基本方針等に変更するか継続とするか検討するものとする。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	美和東小学校は、普通学級11クラスということで、あり方検討委員会で検討が始まった当初では適正規模校であったが、小規模校になったということですか。
教育総務課長	今年度の1年生が1クラス減少して小規模校になりました。

委員	来年度は単学級となるのか、2クラスできるのか。
教育総務課長	どちらになるとも言えない状況です。しばらくは、1クラスが継続する可能性が高いです。
委員	各校のクラス数は、特別支援学級を除いたものですか。
教育総務課長	特別支援学級数は除いています。
教育長	近年増加著しい特別支援学級数です。そのことによる学校の負担は大きなものではありませんが、この分類からは除外しています。
委員	特別支援学級の増加状況と特別支援学校への進学状況を考えると、特別支援学校も考え始める必要が出てくるのではないかとも思えます。小中学校の発展的合体がなされた後の議論かもしれないですが。
委員	美和東小学校、篠田小学校及び七宝小学校も七宝北中学校通学制度が利用できる学校ですが、仮に七宝北中学校を含めた小中一貫校ができたとき、それらの学校に通う小学校6年生が中学校1年生学年から新たな小中一貫校に通えるようにするかどうかは、課題別検討委員会の意見を聞いて決めるということが良いのですか。
教育総務課長	お見込みの通り、課題別検討委員会でご意見をいただく具体的方策に当たると考えています。対象範囲を広げるのか、小学校の時から入れるようにするのか、様々な選択肢があると思いますが、課題別検討委員会で話し合っていたきたいと考えています。
委員	実際に小中一貫校ができるまでは、現在の七宝北中学校通学制度を残しておくということですね。
教育総務課長	そのとおりです。
委員	(3) これからの学校・学校と学校・学校と地域のあり方について ③特別支援教育における学校のあり方について、インクルーシブ教育ということで、他の児童生徒にもしっかりと知っていただくようなことを書いた方がいいような気もしたが、今や当然のこととして、あえて書くまでもないかとも思う。当然やっただけだと考えているところです。
委員	課題別検討委員会を開催するに当たっては、事務局がしっかりと情

	報提供及びリーダーシップをとって、活発な議論がなされるように期待します。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	原案のとおり承認としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	承認とします。
教 育 長	承認いただいた基本的方針を案として、パブリックコメントを実施し、パブリックコメントで頂いた意見を反映させて、教育委員会にて最終決定をしていただく予定です。
教 育 長	日程 5、その他報告事項 1 件公開 7 件非公開
教 育 次 長	(1)「令和 6 年度あま市立小中学校の休業日 (県民の日ホリデー) について」
	趣旨 愛知県が誕生 150 周年を記念し、令和 5 年 (2023 年) から 11 月 27 日を「あいち県民の日」とし、11 月 21 日から 27 日までの 1 週間を「あいちウィーク」と定め、「あいちウィーク」期間中の平日 1 日を公立学校を休日とする「県民の日学校ホリデー」を創設した。
	あま市においては、令和 5 年 4 月教育委員会定例会にて、議案第 26 号「あま市立小中学校の休業日 (県民の日学校ホリデー) について」により、実施することと決定した。
	内容 令和 5 年 (2023 年) から、学校教育法施行令第 29 条及びあま市立学校管理規則第 7 条第 7 号に基づき、「あいちウィーク (11 月 21 日～11 月 27 日)」期間内の平日のうち 1 日をあま市立小中学校の休業日 (「県民の日学校ホリデー」) とする。
	「県民の日学校ホリデー」は毎年度定める。
	令和 6 年度の「県民の日学校ホリデー」

	令和6年11月22日(金)
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	令和5年度の日程を決定した時にも話はありましたが、県民の日学校ホリデーの日程設定については、各市教育委員会でそれぞれに決定することとなっているということで、よかったか。
教 育 長	意見交換はするが、あくまで各市で決定することとなっています。同じ日程であった場合、それは偶然で、異なってくる可能性もあります。
委 員	学校からは異論や不満は出てきていないか。
教 育 長	県民の日学校ホリデーについては、特に学校からそのような話は聞いていません。
委 員	名古屋市内の小中学校では、他市の小中学校とは異なる動きをしています。愛知県において見直しの動きはあるのですか。
教 育 長	そのような動きは、確認していません。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	他はよろしいか。では公開部分を終了する。
教 育 長	議案第71号、第72号及び第73号並びにその他非公開案件に関しては秘密会とし、あま市教育委員会会議規則第16条第3項により会議録についても非公開とする。
	(傍聴人0人)
	【次回予定】
	・令和5年12月19日(火)午後2時00分 定例会
	(あま市役所 2階 F会議室)
	【閉会時刻：午後2時20分】

この教育委員会定例会会議録の概要は、事実と相違ないことを証するために

ここに署名する

令和5年12月19日

教 育 長 伊藤克仁

教 育 長
職務代理者 溝口正己

委 員 小笠原英司

委 員 埴野奈津子

委 員 吉川孝子

委 員 近藤真司

事 務 局 鎌倉崇志